

昭和 33 年

大阪府民所得

昭和 34 年 12 月

大阪府

は　し　が　き

府民福祉の向上は、府民経済の発展によつてはじめて達成できるものであり、府民経済の発展を講ずる上には、府民の経済力や、経済活動の実態をは握することが先決である。

現在、府民経済の実態をは握する方法として、各種の経済指標が用いられているがこれらの指標は限定された部分的なものであるために、府民経済の総合的には握には不充分であるという欠陥をもつている。これを補うためには、府民経済を巨視的観点からは握し、産業構造の変遷、所得分布の変容を探り、合せて府民生活水準の推移を総合的に解明することが是非とも必要である。

かくて、諸種の財政経済諸施策立案の前に、好個の資料として府民所得の必要性が浮び上つてくる。戦後の混乱のうちにここの声をあげた本府民所得推計も今回で8回目であるが年とともに認識せられ関係各位の御理解と相俟つて利用面においても大きな進歩がみられるに至つた。

しかしながらいわゆる地域的分析である府民所得推計は、国民所得推計以上に多くの問題を内包しとくに関係諸資料の制約もあつて、今後に残された研究の余地はなお大きいのである。今回の推計も昨年同様、府民個人所得も主とし、それに補助系列として、府民分配所得、産業別府民個人所得、府民個人支出を推計したが、本年はさらに新しく府民生産所得を推計した。各種の施策立案の資料として、いささかなりとも利用されれば甚だ幸いである。

終りにのぞみ、この報衛に必要な資料を提供された各位に厚く感謝の意を表したい。

昭和34年12月

大阪府総務部統計課長　式　町　正　司

目 次

は し が き

図 表

第1章 府民所得の概念 1 頁

第2章 昭和33年府民所得概観 5

総 括 表

府民個人所得 国民個人所得 9

府民分配所得 国民分配所得 10

産業別府民個人所得 11

府民個人支出 11

府民生産所得 国民生産所得 12

実質府民所得 実質個人消費支出 13

物価指数算出表 14

参 考 表 (昭和32年都道府県別分配所得) 15

第3章 推 計 方 法

府民個人所得 16

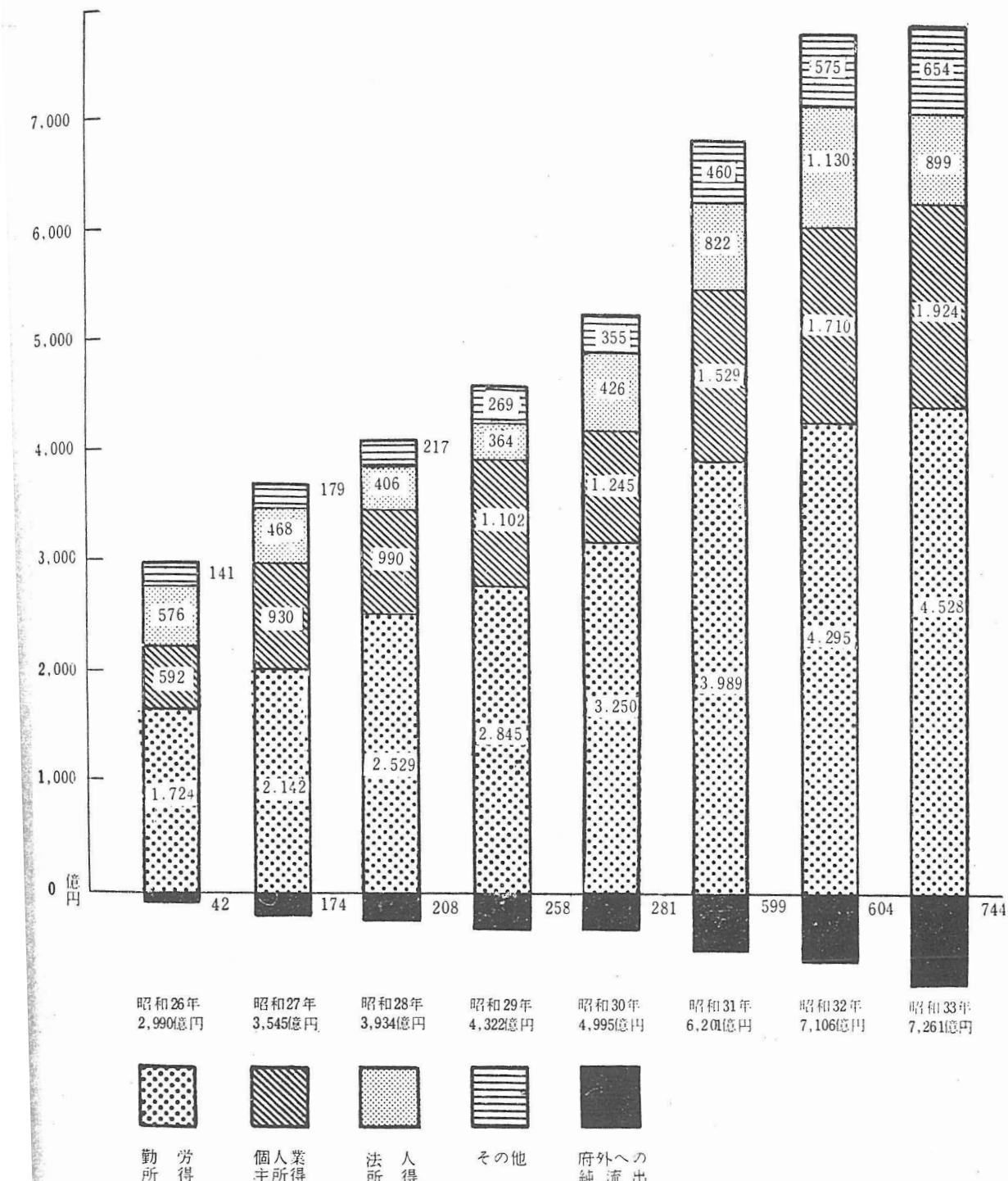
府民分配所得 22

府民個人支出 24

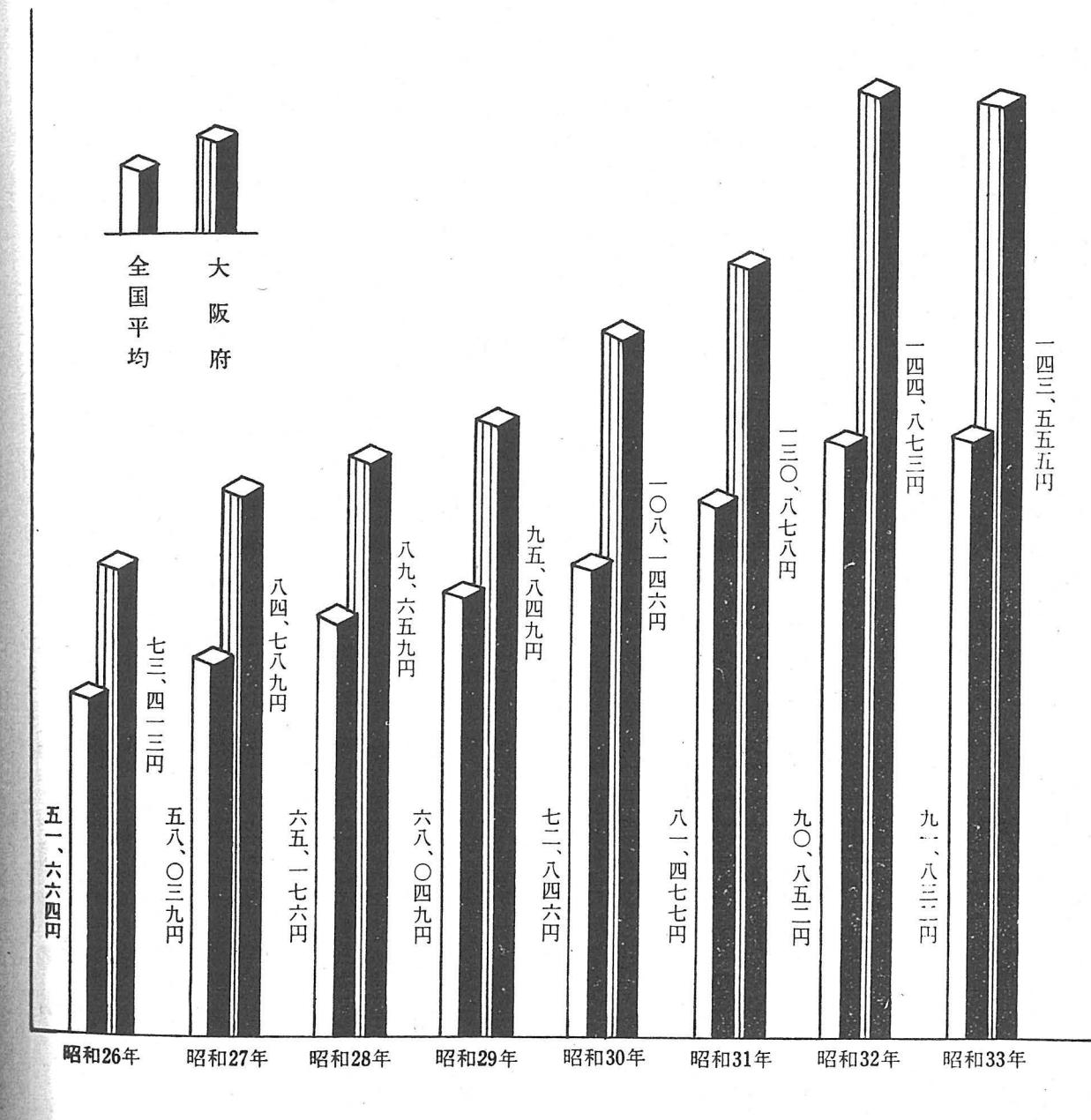
府民生産所得 27

明 細 表 34

第1図 府民分配所得の推移



第2図 1人当たり所得の比較



第1章 府民所得の概念

1. 府民所得の概念（総括）

府民所得は一定の期間内において、府民の経済活動の結果得られた、現金・現物の純収入、あるいはもうけということができる。言葉をかえていいうと、府民の経済活動の結果生産された生産物のすべての価値から、機械や道具等の損耗部分や原材料、動力費を控除してうるところの、当該期間に新たに生産された価値、すなわち生産物の純価値を合計したものと意味する。ここで生産物とは、有形の財貨のみならず、提供された労務や物の効用（例えば、土地や建物等の効用）すなわちサービスもその中に含まれている。しかもそれは、一定の期間内に生産された生産物の純価値の総量を、貨幣価値で評価したものであるから、府民所得は、個人や企業によつて新らしく生産された有形の財貨や無形の用役から、経費を差引いた残りを貨幣額で示したものとなる。但し、財貨、用役のうちで反対給付をともなわないところの、他人からの贈物や掠奪品とか埋蔵中の天然資源の効用等の所得や収入は、何ら、生産活動にともなつて新らしく附加されるものではないから、府民所得には入らない。

さらに府民所得の考え方には、属地主義と属人主義の二つの立場があり、前者は府民経済の行われる大阪府（地域）という観点にたつてみた場合であり、後者は大阪府民（住民）という立場から、それぞれ府民所得を把握しようとするものである。したがつて前者によると、府の地域内で生産された社会生産物はすべて府民所得にふくまれ、その生産活動に参加した人が他府県民や外国人であつてもかまわないとし、反対に後者は府内に居住している府民が生む所得を府民所得とし、それが生産される地域が府内か府外かを問わない。生産所得は属地主義により、それ以外のものは属人主義によるのが通常である。

ところで、この新しく附加された生産物の純価値を通常生産府民所得と呼ぶが、この生産府民所得は生産に参加した人々に、賃金や利潤としてその働きに応じて分配されなければならず、したがつてまた、この配分される面から推計するとき、これが分配府民所得と呼ばれるわけである。さらに分配府民所得は、消費と貯蓄へと流れていくから、分配と同じように支出の面から所得をみると府民支出がえられる。

以上のごとく、府民所得は生産、分配、支出の三面からは握できるのであるが、いずれの所得も

同一の価値を異つた三つの側面からとらえたものにすぎないから、この三つの価は等しくなり、これを三面等価の原則と呼んでいる。

次ぎに生産、分配、支出の面からみた「所得」をくわしく述べてみよう。

2. 生産府民所得

生産府民所得というのは循環する府民経済を生産面からとらえたもので、一定期間（通常1カ年）に府内の各産業部門において、各種の経済活動の結果、新しく附加された価値を各生産部門別に合計したものである。この場合、附加価値を物的発生主義でとらえるため、他府県に所得として分配されるものも含むが、反面において他府県からの所得で、その所得の源泉地が府外にあるものについては含めないのが原則であり、この県際関係を的確には握することは資料集取の関係で非常にむずかしいとされている。しかしこの受払差額を、発生主義でとらえた生産所得に加えれば、次のべる分配所得の額と一致する。

（ここで生産という意味は、府民所得の概念のところで述べたとおり、有形の財貨ばかりではなく、各種の物的的な用役、すなわちサービスもふくまれるのであり、農林、水産業の第一次産業、鉱、建設、製造業の第二次産業の生産ばかりでなく、卸小売や金融不動産業、公務などの第三次産業のサービスも含まれる。）

これらすべての産業について、総生産額から物的な経費、すなわち原材料、半製品、光熱、動力等及び減価償却費等を控除すれば、求める生産所得をうるわけである。

3. 分配府民所得

分配府民所得は府民経済の循環を分配面からは握したもので、一定期間内に生産された所得が、その生産に参加した経済活動の主体である府民に、労働や資本や土地提供の対価として、賃金、利潤、利子、地代、家賃等の形でどのように分配されるかを示し、その分配された所得の総額が分配府民所得となるのである。この分配の態様は、個人と企業の生産参与の対価として分配された所得であるが、通常、勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料及び利子所得、法人所得と官公営事業剰余金、府外からの純所得の7項目にわけられる。個人所得が一定期間内に受取った所得を表わすに対して（受取主義）、分配所得はその期間内に生産された財貨用役の対価であれば、たとえその期間内に分配されなくても当然分配所得に算入されるとする、いわゆる発生主義を探るため、通常、個人所得と分配所得は内容を異にし、その所得も異なるものであるが、資料の関係から、実際には勤労所得、個人業主所得、賃貸料、利子所得等は個人所得から転用されている。

したがつて、この個人所得によつて得た、上記各所得に法人所得、官公事業剰余金を加え社会保険料を加算し、県際関係の所得を調整すれば、分配所得はえられることになる。

4. 府民個人所得

個人所得は最も常識的にいわれる所得概念で、各種の統計資料が最も完備し、県際関係も比較的容易に調整できるため、所得の推計にあたつては個人所得から始められるのが通常であるため、本府においてもこの個人所得推計に重点をしづり、補助的系列として府民分配所得、産業別府民個人所得、府民個人支出、府民生産所得の推計を行うこととした。

それはともかく、個人所得は府内に居住する個人が、一定期間内に民間企業、あるいは政府や地方公共団体等の官公営機関にたいし財貨用役を提供することにより、実際に受取つた経常的所得（現金+現物）の合計のことであり、同時に府内に居住する府民個人に実際に支払われたものであるから、生産に寄与する場所が府内であるか否かは問わない。また、実際に受取つた所得であるから、現金給与、現物給与、所得税等は含まれるが、社会保険料は含めないのが一般である。

また、その期間内の経済活動の報しゆうとして受取つた所得だけでなく、他の期間の生産寄与に見合うものでその期間内に受取つたものも含まれる（受取主義をとるため）し、官公庁等からの振替所得も、社会保険料を差引くかわりに個人所得に含められるが、個人相互間の単なる所得の移転や収人は、経済活動によるものでないから含まれない。

かくして、個人所得は勤労所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得、個人配当所得、振替所得の6項目にわけて、経済活動に従事した対価として府内外を問わず、実際に受取つた経常的所得の総計であると定義できる。

5. 産業別府民個人所得

これは府民個人所得の主体を産業別に分類した場合の所得で、府民個人所得推計の途中で用いられる産業別区分けに従い、個人所得と同じものを産業別に組替えればつくられるため、推計には問題の少いところであるが、個人所得が各種産業のいかなる貢献によつてもたらされたものか、経済活動の成果を産業分類別に考慮するためにも必要不可欠のものであろう。ただここでは、勤労及び個人業主所得のみを産業別に分類し、利子、賃貸料等は、その他の項目に一括計上している。

6. 府民個人支出

府民個人支出は府民個人所得が、消費支出や個人税、個人の貯蓄として実際どのように処分され

るかその態様を示すもので、それは個人消費支出と個人税及び税外負担、府外からの純送金、個人貯蓄の4項目により推計される。また、個人所得は消費と税並びに貯蓄に充当され尽すはずであり、したがつて個人所得は個人支出と理論的に一致しなければならない。しかしながら、推計にあたつては資料の制約などで必ずしも一致しないため、個人貯蓄項目中に「誤差と脱漏」の項を設け、個人所得と個人支出をバランスさせている。

また、個人所得には現物給与や帰属利子などのように、現実に貨幣取引が行われないものも含められているため、バランスさせるにはそれらに見合う現物消費や、帰属サービス等をふくめねばならない。また、先に述べた「府外からの純送金」は、府内に居住するものと府外に居住するものとの受払差額のことで、府内に居住する個人相互間の贈与や、その他の移転的支出は本府における支出に影響がないが、府内外の交流は相殺されないため計上されねばならないわけである。

なお、個人所得（個人支出）から個人税及び税外負担を差引いた残りを個人可処分所得といい、それは、府民の処分しうる所得としての性質をもつものである。

第2章 昭和33年府民所得の概観

1. 概 要

33年経済は、32年5月の金融引締めを契機とする一連の諸政策により景気が下向きに転じ、33年に入つても不振をきわめ、低迷状態を続けた。

このため、33年の府民所得は7,261億円で、前年の7,106億円に比べるとわずかに2.2%の増加にとどまつた。これは、31年の24.1%、32年の14.6%の伸びに対して急激な低下を示している。しかし、これを物価の変動を考慮した実質所得でみると、7.8%の伸びで32年の11.9%の約6割を示している。また、全国と比較すると30年、31年にはそれぞれ全国の2倍にも達する成長率を示した府民所得も、32年には全国の成長率よりもわずかに上廻った程度で、さらに33年も全国の伸びとほぼ同じ程度に終り、33年度より景気上昇に向つたものの32年、33年と2カ年づづいて本府経済は不況に終始したわけである。

このように、32年に引き続き景気後退を反映して、33年の府民所得の伸びはこれまでの最低にとどまつた。府民所得は毎年急速な上昇を続けてきており、前回の景気後退の年であった29年においても10.0%の上昇をみたが、33年においてはじめて大きく停滞を示した。

この結果府民1人当たり所得は143,555円で、ほぼ前年と同じ額にとどまつている。しかし、1人当たり実質所得では消費者物価の弱含み停滞によって4.7%の上昇で、前年の7.9%の約6割の伸びであった。

2. 府民分配所得

33年の府民分配所得は7,261億円で、前年より2.2%増の停滞を示したが、これを所得項目別にみれば必ずしも一様な動きを示していない。

勤労所得は4,528億円で5.4%の伸びであつた。勤労所得は全体の62.4%と所得の大半を占め、景気の沈滞のうちにも堅調な伸びを示しているが、前年に引き続き上昇率の鈍化を示し、前年の7.7%の伸びより下廻っている。これは、不況の影響を受けて特別給与の伸びが、停滞したことが大きく響いたものであるが、定期給与については比較的順調な伸びを示している。個人業主所得は1,924億円で12.5%と、ほぼ前年と同じ程度の伸びを示した。また個人賃貸料所得は275億円で15.8%、

個人利子所得は373億円で13.0%といずれも10%台の伸びを示したが前年の伸びより大きく下廻っている。

法人所得は899億円で、前年の1,130億円に対して20.4%減と、前年の37.5%の伸びに比べて大幅な減少を示しており、不況の影響を大きく受けている。これは、金融引締め以降の有効需要の減退、価格の低落により企業経営は悪化をたどり、売上げの減少、一方減価償却費、支払利子、人件費等の諸経費の圧迫によつて収益の大幅な減退をもたらされたためである。このため分配所得全体に占める割合も32年の15.9%から33年は12.4%と小さくなつており、33年不況の中心をなしている。

そのほか、公益事業剩余が6億円で前年に対して74.3%となり、前年に引き続き所得額が少なくなつてゐる。

3. 府民個人所得

府民個人所得は、府民が民間企業や官公機関などから直接受取つた所得の総額で、府民分配所得の項目から法人所得、官公事業剩余金等を差し引き振替所得等を加えたものである。ここでは府民分配所得の項での説明と重複しない範囲内で産業別にみることにする。

府民個人所得は6,465億円で6.7%の伸びを示した。これは前年の10.2%の伸びの約6割の伸びに止まつてゐる。

産業別にみると、一部好況部門を除き全般に低調であつたが、まず農林水産業は168億円で前年に対して96.2%で前年より若干下廻つてゐる。この結果本府産業のうちで占める割合も32年の3.5%から33年は3.1%と小さくなり、農業については都市産業の拡大と人口増加のため、農家数及び耕地面積が年々減少の傾向をたどつており、林業、水産業についても季節的な影響等で若干変化があるが一般に低調で大きな期待は望めない。

農林水産業以外の産業は5,346億円で7.3%の伸びを示したが、特に目立つた傾向として景気後退下にもかかわらず、第三次産業が大きな伸びを示してゐる。即ち、卸・小売業は1,389億円で前年とほぼ同じの9.6%の伸びを示し、さらにサービス業は918億円で前年を上廻る26.1%の伸びを示してゐる。これは消費の堅調のため売上げ増加によるものがあるが、そのほか、第二次産業における雇用吸収力の減退でこれらの部門に労働力の流入がもたらされた。このように不況のうちにも個人消費支出等のいわゆる最終需要が比較的堅調であつたため、商業、サービス業等の流通部門に不況が及よばなかつたのが注目される。また、運輸・通信その他の公益事業も経続工事が、金融・財政面に支えられて490億円と7.2%の伸びを示してゐる。

これに反して、鉱業は前年の半額に止まり、不況の嵐を大きく受けている。建設業は住宅建設の

堅調、公共投資の増大によって294億円と5.9%の伸びを示したが、前年の38.8%の伸びに比べると大きな伸びの低下がみられる。製造業は1,943億円で3.1%の伸びに止まり、ほぼ前年の横ばいに終っている。また、前年減少を示した公務は定期昇給等で3.8%の伸びがあつた。

振替所得項目についてみると、（この項目については産業別区別がはつきりしないため、産業別府民個人所得には便宜上その他の項目に入れている。）各種保険給付、社会保障費、恩給その他いずれも増加傾向にあるが335億円で10.5%の伸びを示した。

4. 府民個人支出

府民個人支出はこの33年中いかに府民個々の人が支出したかを示すもので、この項目は直接府民の生活の態様をあらわすものである。したがつて、この支出項目の内容は、側面的には府民個々人の民生安定の指標となるものである。いま、これを概観すると府民個人支出は、6,465億円で6.7%ふえたが、個人税及び税外負担がわずかに減少を示したので、個人可処分所得は6,009億円で前年に比べ8.0%の伸びとなつた。つぎに、個人消費支出をみると4,285億円で前年に比べ7.9%の伸びとなつており、不況のうちにも府民生活は着実に伸びていることが知られる。しかし、前年の14.9%の伸びに比べると半分の伸びに止まっている。

これを費目別にみると、飲食費が1,882億円で7.6%、被服費が455億円で3.3%、光熱費が184億円で2.4%、住居費が535億円で22.3%、雑費が1,229億円で5.7%、それぞれの伸びとなつてゐる。住居費、飲食費につづいて雑費の伸びが目立つてゐるが、中でも住居費は前年の15.5%の伸びに引き続き33年も大きく伸びてゐるのが注目される。これは、地代・家賃・電気器具等の家具什器類、及び住宅修繕費等の支出増大によるものであつて、ここ2・3年生活の関心が住の面に向いてきたことを示している。また、飲食費は、7.6%の増加であつたが、そのうちわけを見ると乳製品、肉・卵類、加工食品、果物類等の伸びが目立つており、食生活の改善傾向がみられる。被服費は毎年大きく伸びてきたが、ここ2・3年で一応の充足を終り、ほぼ前年と同じ額にとどまつた。光熱費もほぼ前年と同じ額にとどまつたが、家庭電気器具、ガス設備の普及のため電気・ガス代の増加がみられる一方、薪炭類の支出が小さくなつており、使用燃料の変化がみられる。このように、各費目ともその内容は変化してきており、全般に消費内容の質的改善の面が著しく生活の高度化がうかがわれる。

また、個人貯蓄（個人所得が一時的な消費支出等にむけられるものを除いたもの）は1,746億円で8.0%ふえている。

個人業主の純投資は200億円で32年後半來の不況から33年は横ばいないし低下の傾向をみせてい

る。預貯金増加も935億円で前年なみに終つている。これに反して、直接証券投資は406億円で、株式投資信託の普及により前年比23.5%の伸びをみせた。また、住宅純建設は251億円で32年に比べ3.6%の伸びであつたが、これは32年が31年の79.3%増と倍近い増加を示したためであり住宅難解消を目指し依然として高い水準の建設がなされていることにはかわりないとみるとべきであろう。

付表 1. 全国と大阪府の所得並びに成長比較

	全 国		大 阪	
	所 得	率	所 得	率
昭 和 27 年	10億円 4,959.0	14.1 %	億円 3,545	18.6 %
" 28 年	5,647.0	13.9	3,934	10.9
" 29 年	5,984.4	6.0	4,322	10.0
" 30 年	6,482.7	8.3	4,995	15.6
" 31 年	7,377.9	13.8	6,201	24.1
" 32 年	8,282.0	12.3	7,106	14.6
" 33 年	8,448.7	—	7,261	2.2

(注) 数字は歴年比較である。但し33年全国は年度

付表 2. 全国と大阪府の1人当たり所得比較

	全 国 平 均	大 阪 府	大 阪	全 国
	円	円	%	%
昭 和 26 年	51,664	73,413	142.1	
" 27 年	58,039	84,789	146.1	
" 28 年	65,176	89,659	137.6	
" 29 年	68,049	95,849	140.9	
" 30 年	72,846	108,146	148.5	
" 31 年	81,999	130,878	159.6	
" 32 年	91,186	144,873	158.9	
" 33 年	—	143,555	—	

付表 3. 全国と大阪府の1人当たり個人消費支出比較

	全 国 平 均	大 阪 府	大 阪	全 国
	円	円	%	%
昭 和 26 年	34,025	39,422	115.9	
" 27 年	41,097	48,915	119.0	
" 28 年	48,670	56,493	116.1	
" 29 年	53,077	61,938	116.7	
" 30 年	55,884	65,537	117.3	
" 31 年	59,569	73,111	122.7	
" 32 年	63,839	80,938	126.8	
" 33 年	—	84,717	—	